



燕市 部活動の在り方に係る方針 【概要版】

部活動の地域移行は、少子化等による社会背景の変化の中にあっても、子どもたちが、多様なスポーツ・文化活動が選択できるようにすることを旨とするものです。未来の燕市の子どもたちが、いきいきと課外活動に取り組める環境の整備を推進していきます。

（「はじめに」より）

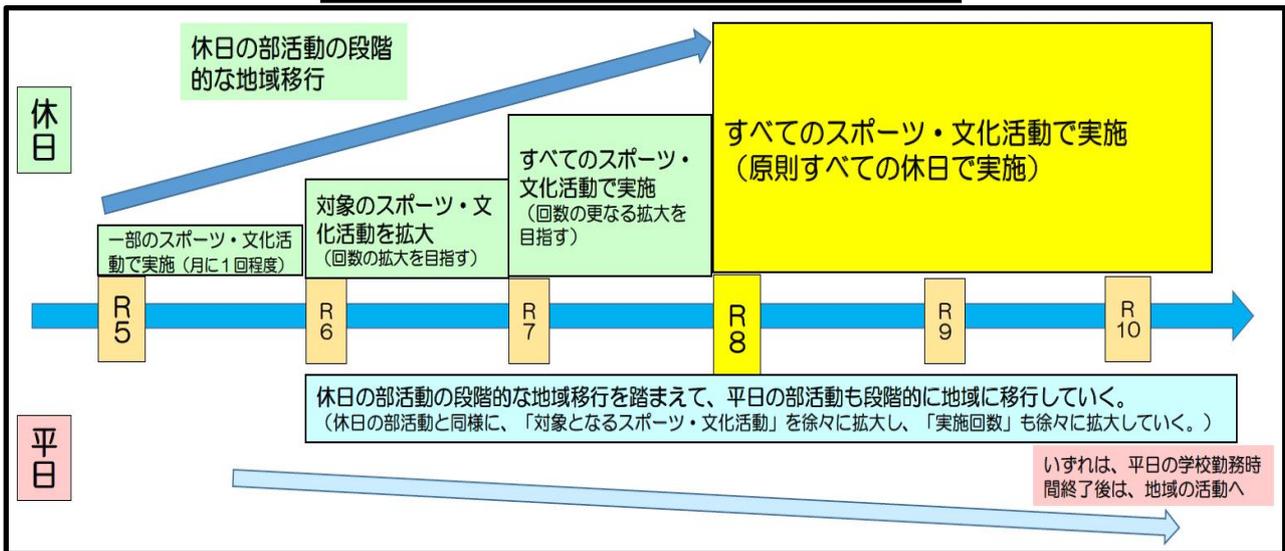


令和4年12月
燕市教育委員会

部活動の段階的な地域移行の考え方

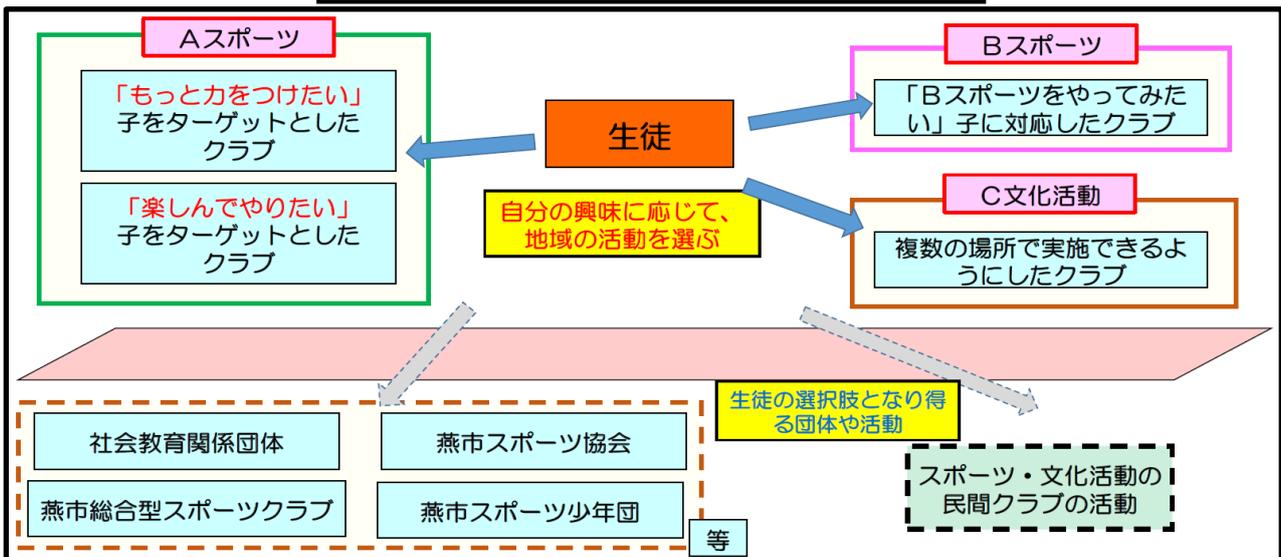
- ◎ 部活動の地域移行においては、少子化等による社会背景の変化の中でも、子どもにとって、多様なスポーツ・文化活動が選択できる持続可能な課外活動の環境を整備していくことが何よりも大切です。
- ◎ 「部活動の地域移行」という国の方針に従い、すべて同じように移行するというやり方ではなく、競技や地域の特性に応じ柔軟に進めていくことが必要です。
- ◎ すべての部活動が地域で実施できることを目指すのではなく、スポーツ・文化活動の実情に応じて、可能な範囲でできるものを実施していくことが、持続可能性の観点から大切です。

部活動の段階的な地域移行の見通し



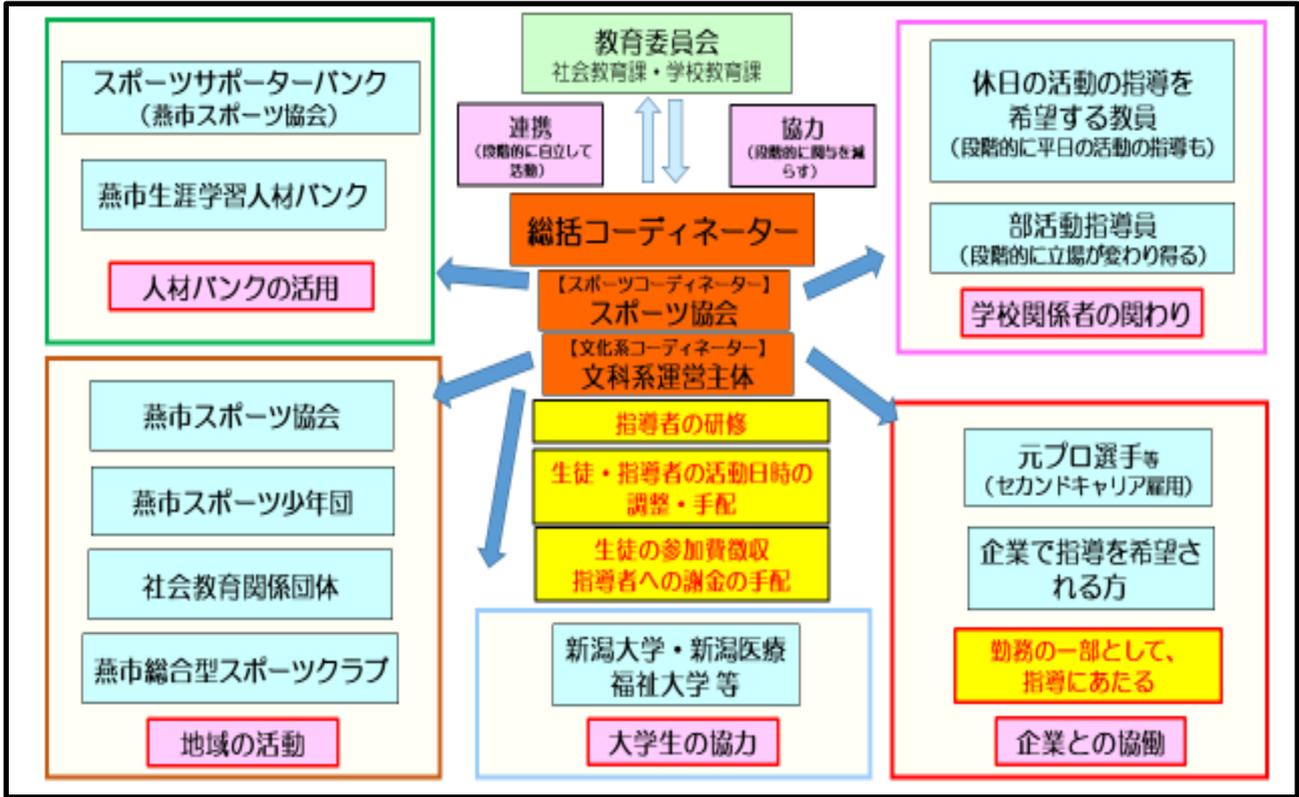
- ・令和5年度から一部の休日の部活動の地域移行を進め、対象となるスポーツ・文化活動及び活動回数を段階的に拡大していきます。

生徒が地域活動に参加するイメージ図



- ・生徒が自分の興味に応じて、様々な地域の活動を選べる環境の整備を推進していきます。

地域の活動を行う指導者のイメージ図



・学校関係者、人材バンク登録者、燕市スポーツ協会などを地域活動の指導者として、コーディネーターが中心となって研修や活動日時の調整等を行い、学校や地域と互いに協力しあって、活動していきます。

指導者の確保や研修について

- ・まずは、学校の部活動指導員や外部指導者、つばくろいきいきスポーツクラブの指導者を、地域活動の指導者とします。その後、対象を広げていきます。
- ・当初は教育委員会が主体となって、指導者研修を行っていきます。

指導を希望する教員への対応について

- ・休日の指導を希望する教員は、教員としての立場ではなく、兼職兼業の許可を得た上で、地域活動の運営主体の下で従事します。
- ・兼職兼業の制度設計については、国から例示等を待って参考として、早期の実現を目指すこととします。

保護者の負担について

- ・持続可能性という観点から、地域活動では受益者負担が原則となりますが、誰でも地域活動に親しむ機会を確保するために、経済的に困窮する家庭の地域活動の参加費用を負担する仕組みを検討していきます。

関係者への周知について

- ・方針の内容について、関係者に早期に周知し、理解を得て、学校、保護者、関係団体等、すべての関係者と共に、地域移行を進めていきます。

本方針については、状況の変化に応じて、見直しを図ることとします。

1 学校の部活動が、なくなるということですか。

令和5年度から、「休日」の部活動が、「段階的」に地域に移行されます。部活動が、なくなるわけではありません。

2 今まで休日に学校で教師が行っていた部活動を、地域の方が教師の代わりに実施する、ということですか。

地域が運営主体となって行う「休日の地域活動」は、学校の部活動とは異なるものです。学校の部活動とは別に、地域の方が主体となってスポーツ・文化活動が実施されていきます。子どもは、所属する部活動に関わらず、活動を選択できるようになります。

3 他の市町村もこのような方針を策定しているのですか。

多くの市町村が、文部科学省の運動部活動及び文化部活動の地域移行に関する検討会議提言を受けて、準備・検討委員会を設置して、部活動の地域移行の在り方について検討しています。令和4年12月現在、準備・検討委員会を受けて方針を示している市町村は少ないですが、今後、方針やそれに準ずる考え等が示されていくと思われま

4 この提言は、どのように策定されたのですか。

大学教授、中学校校長・教職員、スポーツ協会関係者、保護者の代表者、部活動指導員を委員とした「燕市 部活動の在り方検討委員会」を令和3年2月に設置し、5回の検討委員会の協議を経て、策定しました。

5 令和5年度は、一部のスポーツ・文化活動が地域移行されるとのことですが、休日の部活動は、具体的にどのように活動するのですか。

令和5年度においては、一部の部活動に限り休日で地域活動を実施し、対象外の部活動については、地域活動は実施しません。実施する地域活動についても、すべての休日において実施するのではなく、月に1回程度など限定的な回数で、地域活動を実施します。地域活動を実施する場合、全燕市立中学校において、該当スポーツ・文化活動部活動は、その土日の部活動を実施せず、地域活動だけを行うことを予定しています。

6 地域活動にかかる保護者の費用負担は、どうなるのでしょうか。

持続可能性の観点から、地域活動においては、受益者負担が原則となります。しかし、経済的に困窮する家庭の地域活動への参加を支援するため、市として、地域活動の参加にかかる費用を負担するような仕組みを設けていきます。

7 休日の地域活動を行うクラブの指導を希望する場合、どうしたらよいですか。

今後、地域活動の指導者を対象とした指導者研修の仕組みを設けていくとともに、対象となるスポーツ・文化活動及び活動回数を段階的に拡大していきます。その進捗にあわせて、地域活動の指導者に関する連絡・周知も適宜行っていきます。指導の希望に関する問合せがあれば、学校教育課にご連絡ください。(連絡先 学校教育課 0256-77-8191)